

警 会 甲 達 第 2 号
平成13年10月1日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

寄附の取扱について

みだしのことについては、公正な警察活動に支障をきたさないために「寄附の取扱について」（昭和30年10月4日付警会第981号）により取り扱ってきたところであるが、社会情勢の変化等により現状にそぐわなくなってきたため、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので誤りのないようにされたい。

なお、上記通達については廃止する。

記

1 寄附を受ける際の確認

寄附は次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とし、寄附の申し出を受けた所属長がこれを確認すること。

- (1) 直接間接を問わず警察が寄附を集めていないこと。
- (2) 強制によるものでなく、自発的なものであること。
- (3) 名義の如何を問わず割り当てされた寄附でないこと。
- (4) その物件が不要なものでなく、規模が必要限度を超えていないこと。
- (5) 寄附者や発起人など寄附関係者が警察運営上弊害を生ずるおそれがないこと。
- (6) やむを得ない事情があること。

「やむを得ない事情」とは、寄附の目的が何であるか等を総合的に勘案して判断すること。例えば、交通事故防止、又は交通安全教育の推進に協力するのが寄附の目的である場合等をいう。

2 寄附に対する調査

寄附の申し出を受けた所属長は、次のことについて調査を実施すること。

- (1) 寄附者の職業、資力の程度及び各種団体の役員を兼ねている場合はその役職名
- (2) 寄附採納に伴い維持経費を必要とする場合は、その予算的措置

3 寄附に関する判断

本部長は調査結果を総合的に判断して、寄附受入れの可否を決定する。ただし、物品の寄附の場合で、その取得価格が200円万未満である場合は、警察本部にあっては警察本部会計課長が、警察署にあっては当該署長がその決定を行う。